

公益財団法人
動物環境・福祉協会Eva



Every animal on Earth
has a right to live

適正な飼養管理の基準の具体化に係る 検討の方針について

○犬猫にかかる項目ごとの検討の方針

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
 - ▶ ケージの大きさ
 - ▶ ケージの構造
2. 動物の飼養又は保管に従事する従業員の員数に関する事項
 - ▶ 従業員に関する事項
3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
 - ▶ 環境管理に関する事項（臭気・騒音・日照サイクルの確保等）
 - ▶ 環境管理のための設備の設置（温度計・湿度計等）
4. 動物の疾病等に係る措置に関する事項
 - ▶ 疾病が疑われる場合の適切な対応（隔離等）
 - ▶ 日常的な健康管理に関する事項（健康診断等）

5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
 - ▶輸送条件に関する事項（時間、輸送中の設備等）
 - ▶輸送後の健康確認に関する事項
 - ▶展示条件等に関する事項（展示時間等）

6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
 - ▶繁殖に関する事項（出産回数、年齢、出産間隔等）

7. 動物の管理に関する事項
 - ▶動物の管理に関する事項（適度な運動の確保、社会性の習得ができる飼養方法、繁殖等に関する事項、遊具の設備等）

8. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項
 - ▶その他の必要な事項

1マスのに60匹ほど



キャリーケースや段ボールに入れられたまま





スペース : $6\text{m} \times 1.2\text{m} = 7.2\text{m}^2$



1.4 参考情報

- 体高に基づいたケージ等のサイズ・面積指定（仏・独）
- 体重に基づいたケージ等のサイズ規定（英）

対象：犬の屋外飼育 例）ドイツ	
体高	最小床面積
50cm未満	6m ²
50cm以上65cm未満	8m ²
65cm以上	10m ²

- 犬舎の買う辺の長さは少なくとも犬の体長の2倍。どの辺も2m以上。
- 母犬と子犬が一緒に入る。

出所：犬に関する規則第4条「屋外飼育に関する要請」の第2項

対象：犬のブリーダー 例）イギリス		
犬の体重	最小面積	1匹追加するごとに追加する面積
5kg未満	4m ²	0.5m ²
5～10kg	4m ²	1m ²
10～15kg	4m ²	1.5m ²
15～20kg	4m ²	2m ²
20kg超	8m ²	4m ²
30kg超	上記の大きさは相応に拡大しなければならず、比例させなければならない。	

出所：DEFRA





ショップの犬猫：40匹
猫カフェの猫：20匹
合計60匹を2名～3名





ボラ1名が週2回で、
犬猫合わせ130匹の世話し
ていた時も





40頭を常時3名＋朝夕2名づつ。朝夕の人が多い時は5名

1人当たり8頭





日照サイクル





健康管理



6.4 参考情報

- 一定期間における出産回数の規定（英・仏）
- 繁殖開始年齢の規定（英）

例) イギリス	
繁殖開始年齢	1歳以上
上限	6歳まで
一定期間における出産回数	年1回

出所：DEFRA

例) フランス	
一定期間における出産回数	2年間に3回超出産させてはならない

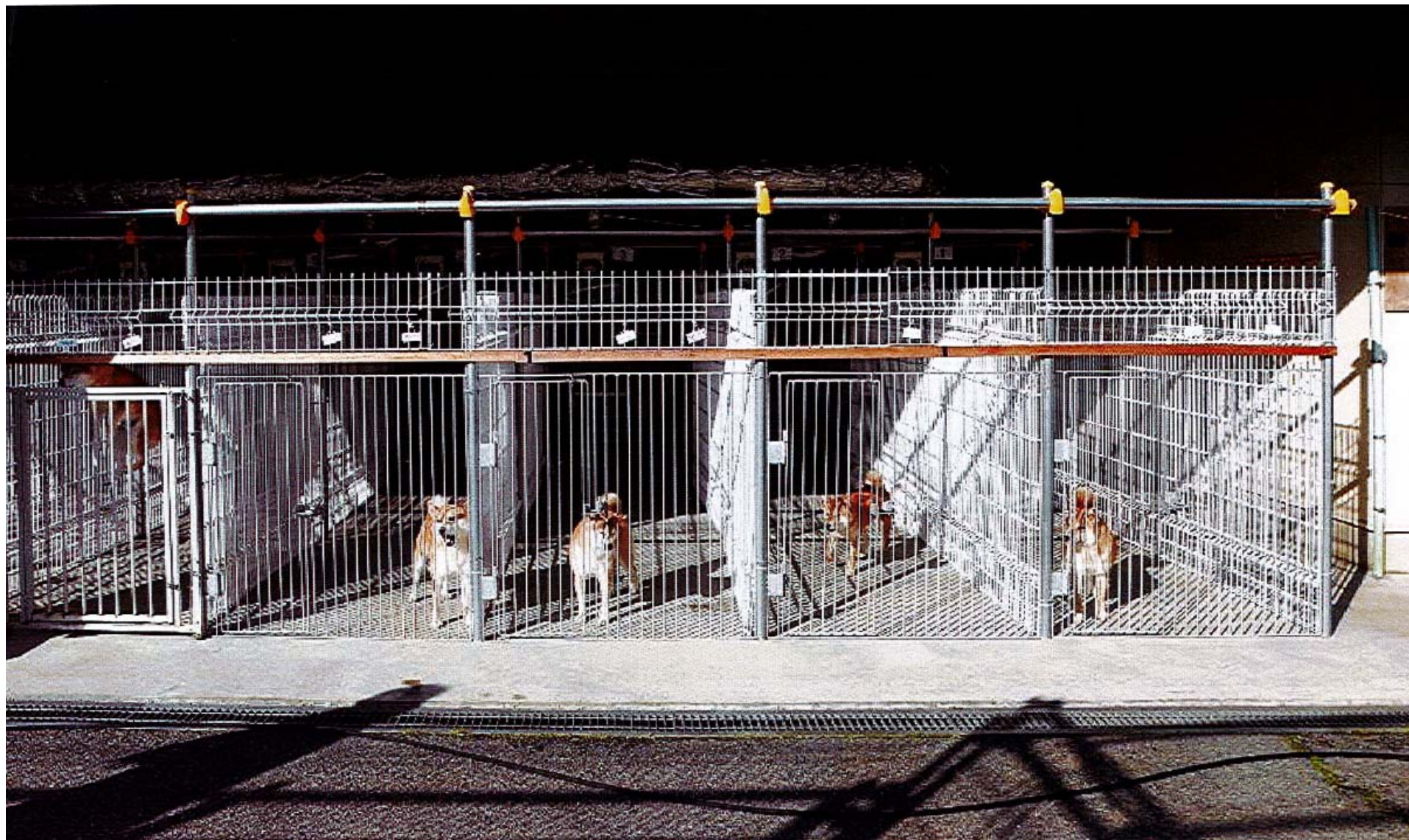
出所：アレテAnnex II

例) スウェーデン	
繁殖開始年齢	18カ月齢以上かつ 2回目の発情以降



繁殖に関する事項（出産回数、年齢、出産間隔等）





6mの運動スペース





ケースや段ボール
に入れっぱなし、
出す時は1日1回





自称優良ブリーダーの施設内部





適正な飼養管理の基準とは

- 規制は自治体ごとに判断が異なるものであってはいけないため、できる限り具体的なものでなければならない
- これは「ダメ」と言える明確な基準やガイドラインがないと、行政職員・業者・一般の方、誰の目にも分かる改善をさせることは困難

^ ^
Eva)
J J J J

Every animal on Earth
has a right to live